

	<h1 style="text-align: center;">鳥取県公報</h1>	平成 19 年 6 月 1 日 (金) 第 7 8 9 3 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥取県立童謡館の利用料金の一部改正 (480) (文化政策課) 2 生活保護法による医療機関の指定 (481) (福祉保健課) 2 生活保護法による診療所の廃止の届出 (482) (〃) 2 生活保護法による介護機関の指定 (483) (〃) 3 生活保護法による介護機関の変更の届出 (484) (〃) 3 特定計量器の定期検査の実施 (485) (くらしの安心推進課) 4 土地改良区の定款の変更の認可 (486) (耕地課) 4 平成 19 年度森林整備業務等制限付一般競争入札の調達公告に係る共通事項 (487) (林政課) 4 保安林の指定施業要件の変更予定 (4 件) (488~491) (森林保全課) 7 遊漁規則の変更の認可 (492) (水産課) 9 指定居宅サービス事業者の指定 (493) (中部総合事務所福祉保健局) 10 指定介護予防サービス事業者の指定 (494) (〃) 10 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (495) (西部総合事務所福祉保健局) 10 土地改良区の役員の退就任 (496) (西部総合事務所農林局) 11
◇ 選管告示	個人演説会を開催することができる施設の指定 (58) 12 個人演説会を開催することができる施設の変更 (59) 12 個人演説会を開催することができる施設の指定の解除 (60) 12 不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定の一部改正 (61) 13
◇ 調達公告	落札者の決定 (病院局総務課) 13
◇ 雑 報	平成 19 年度宅地建物取引主任者資格試験の実施 (住宅政策課) 14

告 示

鳥取県告示第 480 号

平成18年鳥取県告示第241号（鳥取県立童謡館の利用料金について）により告示した利用料金に追加することについて、鳥取県立童謡館の設置及び管理に関する条例（平成7年鳥取県条例第2号）第11条第2項の規定に基づき平成19年6月1日承認したので、当該告示を次のように改正し、同条第3項の規定により告示する。

平成19年6月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前																									
<p>1 利用料金 (1)及び(2) 略 (3) 設備使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">区 分</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">金 額</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">設 備 名</th> <th style="text-align: center;">設置数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">持ち込み電源</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">1キロワット につき 50円</td> </tr> <tr style="border: 2px solid black;"> <td style="text-align: center;">パソコンプロジェクター</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">1台1時間につき 450円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p>	区 分		金 額	設 備 名	設置数量	略			持ち込み電源	—	1キロワット につき 50円	パソコンプロジェクター	1	1台1時間につき 450円	<p>1 利用料金 (1)及び(2) 略 (3) 設備使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">区 分</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">金 額</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">設 備 名</th> <th style="text-align: center;">設置数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">持ち込み電源</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">1キロワット につき 50円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p>	区 分		金 額	設 備 名	設置数量	略			持ち込み電源	—	1キロワット につき 50円
区 分		金 額																								
設 備 名	設置数量																									
略																										
持ち込み電源	—	1キロワット につき 50円																								
パソコンプロジェクター	1	1台1時間につき 450円																								
区 分		金 額																								
設 備 名	設置数量																									
略																										
持ち込み電源	—	1キロワット につき 50円																								

附 則

この告示は、平成19年6月1日から施行する。

鳥取県告示第 481 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成19年6月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	指定年月日
諏訪部歯科診療所	東伯郡北栄町弓原293-2	平成19年4月17日
ひろかね内科循環器科クリニック	西伯郡南部町阿賀202-2	平成19年5月1日

鳥取県告示第 482 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 6 月 1 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	指定年月日
船木歯科クリニック	東伯郡琴浦町大字赤碕1087-9	平成19年4月13日
医療法人社団諏訪部歯科診療所	東伯郡北栄町弓原293-2	平成19年4月16日

鳥取県告示第 483 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 6 月 1 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
新田 晴生	米子市中島二丁目1-46	デイケア新田	米子市中島二丁目1-46	介護予防通所リハビリテーション	平成19年1月1日
〃	〃	新田外科胃腸科病院	〃	介護予防短期入所療養介護	〃

鳥取県告示第 484 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定に基づき、指定介護機関から名称又は所在地を変更した旨の届出があったので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 6 月 1 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
久大建材株式会社	鳥取市叶 110-1	認知症対応型デイサービスセンターきゅうだい	鳥取市古海 693-1	平成 18 年 9 月 1 日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	変更年月日
----	------------	------------	-------------	-------

久大建材株式会社	鳥取市叶 110-1	認知症対応型デイサービスセンターきゅうだい	鳥取市古海 693-1	平成 18 年 9 月 1 日
----------	------------	-----------------------	-------------	-----------------

鳥取県告示第 485 号

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号）第 39 条第 1 項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第 21 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 6 月 1 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

実施区域	実施期日	実施時間	実施場所
東伯郡 北栄町	平成 19 年 7 月 2 日（月）	午後 1 時から 午後 3 時まで	東伯郡北栄町田井 7-1 北条農村環境改善センター
〃	平成 19 年 7 月 3 日（火）	〃	東伯郡北栄町由良宿 423-1 大栄農村環境改善センター
東伯郡 琴浦町	平成 19 年 7 月 5 日（木）	〃	東伯郡琴浦町大字徳万 591-2 琴浦町役場
〃	平成 19 年 7 月 6 日（金）	〃	東伯郡琴浦町大字赤碕 1140-1 琴浦町役場分庁舎
東伯郡北 栄町及び 琴浦町	平成 19 年 7 月 12 日（木）	〃	東伯郡北栄町由良宿 423-1 大栄農村環境改善センター
〃	平成 19 年 7 月 13 日（金）	〃	東伯郡琴浦町大字徳万 591-2 琴浦町役場
〃	平成 19 年 8 月 1 日（水）から同月 31 日（金） までの日（日曜日及び土曜日を除く。）	午前 9 時から 午後 4 時まで	鳥取市東町一丁目 220 鳥取県生活環境部くらしの安心推進課

鳥取県告示第 486 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定に基づき、北条土地改良区の定款の変更を平成 19 年 5 月 28 日認可したので、同条第 3 項の規定により告示する。

平成 19 年 6 月 1 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第 487 号

平成 19 年度において県が発注する森林整備業務（植栽、下刈、枝打ち、間伐等の施業をいう。）及び松くい虫駆除業務（以下「森林整備業務等」という。）の委託に係る制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「自治法施行令」という。）第 167 条の 5 の 2 の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争

争入札をいう。以下同じ。)に参加する者に必要な資格、入札手続等については、当該入札ごとに別に行う公告(以下「調達公告」という。)によるほか、次に定めるところによるものとする。

平成 18 年度鳥取県告示第 516 号(森林整備業務等制限付一般競争入札の調達公告に係る共通事項について)は、平成 19 年 6 月 1 日限り廃止する。

平成 19 年 6 月 1 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 入札参加者は、次に掲げる要件のすべてを具備していなければならない。
 - (1) 自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - (2) 県内に事務所を有する事業者であること。
 - (3) 鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和 40 年 1 月 30 日発出第 36 号)第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された事業者であって、鳥取県森林整備事業等制限付一般競争入札試行実施要綱(平成 18 年 5 月 22 日付第 200600016712 号鳥取県農林水産部長通知。以下「試行実施要綱」という。)第 4 条第 1 項の規定による届出(以下「届出」という。)を行ったものであること。ただし、鳥取県森林整備事業等取扱要綱(平成 18 年 5 月 22 日付第 200600016713 号鳥取県農林水産部長通知)第 3 条第 1 項の規定により森林整備事業等の指名競争入札参加に必要な届出書を提出している事業者は、試行実施要綱第 4 条第 1 項の規定による届出を行ったものとみなす。
 - (4) 調達公告に定める当該入札の開札日が、鳥取県知事から指名停止措置(不正又は不当な行為を行った入札参加資格を有する者を、一定の期間、指名業者に選定しないこととする措置をいう。)を受けた期間に含まれていないこと。
 - (5) 調達公告を行う日から当該入札の開札日までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
 - (6) 入札参加者と直接的かつ継続的な雇用関係(第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係があるものをいう。)にある者(入札参加者自身及びその役員を含む。以下「継続雇用者」という。)のうち、当該入札に係る業務(以下「発注業務」という。)の現場代理人又は専門技術者としてその履行期間中配置することができる技術者(次のいずれかの資格又は要件を具備する者に限る。)を有していること。
 - ア 技術士(森林部門について、技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)第 6 条に規定する技術士試験の第 2 次試験に合格し、技術士登録簿に登録された者をいう。)
 - イ 林業普及指導員(森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 187 条に規定する者をいう。)
 - ウ 林業改良指導員(森林法の一部を改正する法律(平成 16 年法律第 20 号)による改正前の森林法第 187 条第 5 項に規定する者をいう。)
 - エ 林業技士(社団法人日本森林技術協会の実施する林業技士養成研修のうち林業経営部門又は林業機械部門の研修を受講し、かつ、同協会理事長の定める林業技士登録者名簿に登録された者をいう。)
 - オ 林業作業士(林業労働力の確保の促進に関する法律(平成 8 年法律第 45 号)第 11 条の規定により指定された林業労働力確保支援センターが実施する林業就業者リーダー養成研修を修了し、同センターに林業作業士として認定された者をいう。)
 - (7) 他の入札者と次のいずれかの関係にある者でないこと。なお、当該関係にある者の入札は、無効とする。ただし、入札執行の完了に至るまでに当該関係にあることが判明し、当該関係にある者のうち、一者を除く全ての者が入札を辞退した場合には、当該入札を辞退しなかった者の入札は無効としないものとする。
 - ア 一の入札者(その代表取締役を含む。以下同じ。)が他の入札者の議決権保有者(その会社の総株主又は総社員の議決権の 4 分の 1 を超える議決権を保有する者をいう。以下同じ。)である関係
 - イ 一の入札者与其他の入札者が、同一の会社の議決権保有者である関係
 - ウ 一の入札者の代表取締役(会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任さ

れた管財人を含む。以下同じ。)が他の入札者の代表取締役を兼ねている関係
エ その他アからウまでの関係に準ずる関係

オ 入札参加者が、森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号）第 4 条に規定する組合である場合は、アにおいて「代表取締役」を「代表理事」と、ウにおいて「一の入札者の代表取締役」を「一の入札者の代表理事」と、「他の入札者の代表取締役」を「他の入札者の代表取締役又は代表理事」と読み替えるものとする。

2 当該入札は、次に定めるところに従って行う。

- (1) 入札参加者は、入札書を作成し、調達公告で定める入札日時までに発注機関に提出すること。
- (2) 契約に当たっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者は、発注業務の予定価格の範囲内において最低の価格（最低制限価格以上のものに限る。以下「最低価格」という。）をもって有効な入札をした者（失格とされた者を除く。以下同じ。）とする。
- (4) 不落札による再度入札の回数は、2 回までとする。
- (5) 入札においては、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）第 129 条に規定する最低制限価格を設定しており、これを下回る入札金額を記載した者は、失格とし、不落札により再度入札を行う場合にあっては、当該再度入札には参加させないものとする。

なお、再度入札において前回の最低入札価格以上の入札金額を記載した者は、失格とし、不落札によりさらに再度入札を行う場合にあっては、当該再度入札に参加させない。

- (6) 天災その他の理由により一般競争入札を行うことができないと認めるときは、当該入札を延期し、又は中止することができる。
- (7) 入札保証金及び契約保証金は、次のとおりとする。

ア 入札保証金

入札に参加する者は、入札保証金として 2 の(2)で定める入札金額の 100 分の 5 以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、会計規則第 124 条において準用する会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって入札保証金の提供に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、会計規則第 123 条第 2 項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(ア) 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(イ) 落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

イ 契約保証金

落札者は、契約保証金として 2 の(2)で定める契約金額の 100 分の 10 以上の契約金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第 112 条第 2 項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

3 入札手続その他の発注業務に関する情報は、次に定めるところにより提供する。

- (1) 調達公告は、発注機関の掲示板に掲示するとともに、インターネットの県のホームページ (<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3697>)（以下「県 HP」という。）に掲載することにより行う。
- (2) 入札書の様式は、常時県 HP に掲載するとともに、調達公告の日から入札の日までの間の各日（鳥取県の休日定める条例（平成元年鳥取県条例第 5 号）に規定する鳥取県の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前 9 時から午後 4 時までの間、調達公告で定める場所で希望者に交付する。
- (3) 発注業務に関する図書は、調達公告の日から入札の日までの間の各日（休日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時までの間、調達公告で定める場所に備え付けて閲覧に供する。
- (4) 発注業務の内容に関する説明会等は、原則として行わない。

4 入札参加に必要な書類等に関する問合せ先は次のとおり。

(1) 競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当

電話 0857-26-7431、7432 又は 7433

(2) 届出に必要な書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県農林水産部林政課森林企画係

電話 0857-26-7299 又は 7254

鳥取県告示第488号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年6月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡八頭町大江字タカノス1774、宇唐谷笹ヶ平ル1826の2・1826の3(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、1826の4から1826の6まで、宇上唐谷上エ1827の1(次の図に示す部分に限る。)、1827の2、1827の3、宇奈免羅1939、1940

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第489号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年6月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡八頭町大江字中ノ谷1963、1964の1から1964の4まで、1965、1966

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 490 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 6 月 1 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡八頭町西谷字城ノ谷643の1から643の7まで、字城矢白644、644の9

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 491 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 6 月 1 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡八頭町橋本字夏焼東平755、757から759まで、字的場東平762、763、字大余越837の64、837の65、837の67から837の70まで、837の94、837の96から837の101まで

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 492 号

漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)第 129 条第 3 項の規定に基づき、遊漁規則の変更の認可をしたので、同条第 7 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 6 月 1 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 漁業権者の名称及び住所

天神川漁業協同組合

倉吉市西倉吉町 7-12

2 漁業権の免許番号

共同漁業権内共第 2 号

3 認可に係る変更の内容

天神川漁業協同組合内共第 2 号第五種共同漁業権遊漁規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																
<p>(遊漁料の額及び納付方法)</p> <p>第 7 条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">中学生</td> <td style="text-align: center;">無料</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 及び 4 略</p>	区分	遊漁料	略		中学生	無料	略		<p>(遊漁料の額及び納付方法)</p> <p>第 7 条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">中学生</td> <td style="text-align: center;">年間 1,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 及び 4 略</p>	区分	遊漁料	略		中学生	年間 1,000円	略	
区分	遊漁料																
略																	
中学生	無料																
略																	
区分	遊漁料																
略																	
中学生	年間 1,000円																
略																	

4 変更後の遊漁規則の施行の日

平成 19 年 6 月 1 日

鳥取県告示第 493 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成19年6月1日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービスの種類	指定年月日
有限会社小倉水道 代表取締役 小倉一雄	東伯郡北栄町東園285-7	有限会社 小倉水道	東伯郡北栄町東園285-7	福祉用具貸与	平成19年6月1日
〃	〃	〃	〃	特定福祉用具販売	〃

鳥取県告示第 494 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の9の規定により、次のとおり告示する。

平成19年6月1日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	介護予防サービス事業を行う事業所の名称	介護予防サービス事業を行う事業所の所在地	介護予防サービスの種類	指定年月日
有限会社小倉水道 代表取締役 小倉一雄	東伯郡北栄町東園285-7	有限会社 小倉水道	東伯郡北栄町東園285-7	介護予防福祉用具貸与	平成19年6月1日
〃	〃	〃	〃	特定介護予防福祉用具販売	〃

鳥取県告示第 495 号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成19年6月1日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人萌生会	西伯郡伯耆町長山161-1	特別養護老人ホーム ことぶき	西伯郡伯耆町長山161-1	短期入所	平成19年6月1日

鳥取県告示第 496 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり南部町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成19年6月1日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

退任した役員の氏名及び住所

理 事	吉 村 光 一	西伯郡南部町境1185
〃	森 岡 幹 雄	西伯郡南部町福成588
〃	岩 崎 俊 郎	西伯郡南部町福成1505
〃	生 田 敏 皓	西伯郡南部町福成2283
〃	恩 重 悟	西伯郡南部町阿賀1246
〃	景 山 峻 吾	西伯郡南部町阿賀477
〃	松 本 清	西伯郡南部町北方726
〃	陶 山 和 憲	西伯郡南部町猪小路8
〃	恩 田 一 秀	西伯郡南部町原801
〃	生 田 喜美男	西伯郡南部町原403
〃	大 前 節 雄	西伯郡南部町絹屋211
〃	杉 山 節 夫	西伯郡南部町落合533
〃	小 谷 敦 美	西伯郡南部町福頼114
〃	青 砥 好 明	西伯郡南部町鴨部381
〃	藤 原 良 一	西伯郡南部町徳長87
〃	中 敦 史	西伯郡南部町掛相575
〃	村 田 良 雄	西伯郡南部町東上515
〃	松 本 武 雄	西伯郡南部町能竹175
〃	芝 田 亀	西伯郡南部町三崎181
〃	稲 田 豊	西伯郡南部町寺内332
監 事	大 塚 敬 正	西伯郡南部町清水川303
〃	前 谷 勇	西伯郡南部町絹屋947
〃	遠 藤 光 弘	西伯郡南部町鴨部1319

平成19年4月4日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	森 岡 幹 雄	西伯郡南部町福成588
〃	岩 崎 俊 郎	西伯郡南部町福成1505
〃	景 山 峻 吾	西伯郡南部町阿賀477

// 芝 田 亀 西伯郡南部町三崎181
 // 加 納 立 身 西伯郡南部町原412
 // 恩 田 一 秀 西伯郡南部町原801
 // 前 田 芳 行 西伯郡南部町猪小路448
 // 藤 原 良 一 西伯郡南部町徳長87
 // 中 敦 史 西伯郡南部町掛相575
 // 村 田 良 雄 西伯郡南部町東上515

監 事 田 子 健 次 西伯郡南部町境253
 // 杉 原 弘 幸 西伯郡南部町与一谷419- 8
 // 遠 藤 光 弘 西伯郡南部町鴨部1319

平成19年4月5日就任 任期4年

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第58号

八頭町選挙管理委員会から公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第3項の規定により次のとおり同条第1項第3号の個人演説会等を開催することができる施設の指定をした旨の報告があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成19年6月1日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

施設の名称	所在地
八東体育文化センター	八頭郡八頭町富枝10-1

鳥取県選挙管理委員会告示第59号

境港市選挙管理委員会から公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定による個人演説会等を開催することができる施設の所在地を変更した旨の報告があったので、次のとおり告示する。

平成19年6月1日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

所在地を変更した施設の名称	所在地
境港市高松町会館	境港市高松町105

鳥取県選挙管理委員会告示第60号

八頭町選挙管理委員会から公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定による個人演説会等を開催することができる施設の指定を解除した旨の報告があったので、次のとおり告示する。

平成19年6月1日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

指定を解除した施設の名称	所在地
細見集会所	八頭郡八頭町富枝 235-17
八頭町山村開発センター	八頭郡八頭町北山 51-1

鳥取県選挙管理委員会告示第 61 号

昭和 61 年鳥取県選挙管理委員会告示第 33 号（不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について）の一部を次のように改正する。

平成 19 年 6 月 1 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																								
1 略	1 略																								
2 老人ホーム	2 老人ホーム																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>養護老人ホームシルバー倉吉</u></td> <td>倉吉市福庭町二丁目145</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ケアハウスすこやか</td> <td>八頭郡八頭町宮谷165-<u>1</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設名	所在地	略		<u>養護老人ホームシルバー倉吉</u>	倉吉市福庭町二丁目145	略		ケアハウスすこやか	八頭郡八頭町宮谷165- <u>1</u>	略		<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>倉吉市立養護老人ホームシルバー倉吉</u></td> <td>倉吉市福庭町二丁目145</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ケアハウスすこやか</td> <td>八頭郡八頭町宮谷165</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設名	所在地	略		<u>倉吉市立養護老人ホームシルバー倉吉</u>	倉吉市福庭町二丁目145	略		ケアハウスすこやか	八頭郡八頭町宮谷165	略	
施設名	所在地																								
略																									
<u>養護老人ホームシルバー倉吉</u>	倉吉市福庭町二丁目145																								
略																									
ケアハウスすこやか	八頭郡八頭町宮谷165- <u>1</u>																								
略																									
施設名	所在地																								
略																									
<u>倉吉市立養護老人ホームシルバー倉吉</u>	倉吉市福庭町二丁目145																								
略																									
ケアハウスすこやか	八頭郡八頭町宮谷165																								
略																									
3 及び 4 略	3 及び 4 略																								

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 19 年 6 月 1 日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

- | | |
|---------------|-------------------------------|
| 1 調達件名及び数量 | A重油 J I S 1 種 2 号 1,000キロリットル |
| 2 契約方式 | 一般競争入札 |
| 3 落札日 | 平成19年3月27日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | グレース株式会社
鳥取市徳尾189-1 |

- 5 落札金額 54,180円／キロリットル（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6 入札公告日 平成19年2月16日
7 落札方式 最低価格落札方式
8 契約事務担当部局の名称 鳥取県立中央病院事務局総務課
及び所在地 鳥取市江津730

雑 報

宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 16 条の 2 第 1 項の規定による鳥取県知事の委任に係る平成 19 年度宅地建物取引主任者資格試験を次のとおり実施する。

平成 19 年 6 月 1 日

財団法人不動産適正取引推進機構理事長 三 澤 眞

- 1 試験の日時 平成 19 年 10 月 21 日（日）午後 1 時から午後 3 時まで
ただし、宅地建物取引業法第 16 条第 3 項の規定による、国土交通大臣の登録を受けた者が行う講習を受講し修了試験に合格した者で、試験の一部免除を受けようとするもの（宅地建物取引業法施行規則（昭和 32 年建設省令第 12 号）第 10 条の 5 第 6 号に規定する登録講習修了者。以下「登録講習修了者」という。）については、午後 1 時 10 分から午後 3 時まで
- 2 試験の場所 鳥取市若葉台北一丁目 1 - 1 鳥取環境大学
- 3 試験の内容
 - (1) 内容 おおむね次の事項について行う。
 - ア 土地の形質、地積、地目及び種別並びに建物の形質、構造及び種別に関すること。
 - イ 土地及び建物についての権利及び権利の変動に関する法令に関すること。
 - ウ 土地及び建物についての法令上の制限に関すること。
 - エ 宅地及び建物についての税に関する法令に関すること。
 - オ 宅地及び建物の需給に関する法令及び実務に関すること。
 - カ 宅地及び建物の価格の評定に関すること。
 - キ 宅地建物取引業法及び同法の関係法令に関すること。ただし、登録講習修了者については、前記ア及びオに掲げる事項に関する問題を免除する。
 - (2) 出題法令 平成 19 年 4 月 1 日現在施行されている法令による。
- 4 試験の方法及び出題数
 - (1) 方法 4 肢択一式の筆記試験による。
 - (2) 出題数 50 問
ただし、登録講習修了者については、45 問とする。
- 5 受験資格 年齢、性別、学歴等に関係なく、だれでも受験することができる。
- 6 受験申込み
 - (1) インターネットによる申込み
 - ア 試験案内の掲載
 - (ア) 掲載期間 平成 19 年 7 月 2 日（月）から同月 17 日（火）まで
 - (イ) 掲載場所 財団法人不動産適正取引推進機構のホームページ（<http://www.retio.or.jp>）
 - イ 申込期間 平成 19 年 7 月 2 日（月）午前 9 時 30 分から同月 17 日（火）午後 9 時 59 分まで
 - ウ 申込方法
 - (ア) 財団法人不動産適正取引推進機構のホームページ（<http://www.retio.or.jp>）にアクセスし、受験

申込画面において必要な事項（登録講習修了者については、登録講習修了者証明書（修了試験合格年月日が試験実施日前 3 年以内のもの）に記載されている登録講習機関の登録番号及び修了番号を含む。）を入力する。

(イ) 写真ファイル（平成 19 年 4 月 1 日以降に撮影した上半身、無帽、正面向き、無背景のもので JPEG 形式のもの）を添付する。

エ 受験手数料

(ア) 7,000 円

(イ) 財団法人不動産適正取引推進機構が指定したクレジットカードにより又はコンビニエンスストアより納入する（事務手数料は、本人負担とする。）。

(2) 郵送による申込み

ア 試験案内及び受験申込書の配布

(ア) 配布期間 平成 19 年 7 月 2 日（月）から同月 31 日（火）までとする。

ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日は除く。

(イ) 配布場所 社団法人鳥取県宅地建物取引業協会の東部、中部及び西部の各支部並びに鳥取県生活環境部住宅政策課、東部総合事務所、中部総合事務所及び西部総合事務所生活環境局建築住宅課並びに社団法人全日本不動産協会鳥取県本部

イ 申込期間

平成 19 年 7 月 2 日（月）から同月 31 日（火）までの日付の消印のあるものに限り有効とする。

ウ 提出書類

(ア) 受験申込書（受験手数料納入済を証する郵便振替払込受付証明書又は銀行振込払込受付証明書をはったもの）

(イ) 写真 1 枚（平成 19 年 4 月 1 日以降に撮影した上半身、無帽、正面向き、無背景で縦 4.5 センチメートル、横 3.5 センチメートルのもの。ただし、顔の寸法は、頭頂からあごまでが 3.2 センチメートル以上 3.6 センチメートル以下の大きさとする。）

(ウ) 登録講習修了者については、前記(ア)と(イ)に加えて登録講習修了者証明書（ただし、修了試験合格年月日が試験実施日前 3 年以内のものに限る。）

エ 受験手数料及び納付方法

(ア) 受験手数料 7,000 円

(イ) 納付方法 受験申込み前に、所定の郵便振替用紙又は銀行振込用紙により、郵便局又は財団法人不動産適正取引推進機構が指定する銀行預金口座に払い込むこと（払込手数料は、本人負担とする。）。

オ 郵送先及び郵送方法

社団法人鳥取県宅地建物取引業協会（鳥取市川端二丁目 125 鳥取県不動産会館 2 階）あて、配達記録郵便で申し込むこと。

7 合格発表

(1) 発表の期日 平成 19 年 12 月 5 日（水）

(2) 発表の方法 社団法人鳥取県宅地建物取引業協会の東部、中部及び西部の各支部及び鳥取県庁本庁舎 1 階の掲示板に合格者一覧表を掲示するとともに、合格者本人に合格証書を送付する。

8 試験に関する問合せ先 社団法人鳥取県宅地建物取引業協会 電話 0857-23-3569